

生徒指導委員会

I 生徒指導上の内規

II 問題行動の対応について

III 具体的事例に基づく初期対応例

- 1 いじめ
- 2 生徒間暴力
- 3 対教師暴力
- 4 児童虐待
- 5 器物破損
- 6 インターネットによる掲示板への書き込み
- 7 交通事故
- 8 逮捕事案

IV マスコミ対応の基本

I 生徒指導上の内規

1) 生徒指導に関する考え方

- ・問題行動をおこした生徒に対して、まずした行為をしっかりと反省させてから、個々の悩み、しんどい思いを聴く。
- ・問題行動をおこす生徒に対しての壁として、担任、学年生指、生指、教頭、校長と段階をおって関わっていく。（但し緊急性のある事象について必要があれば、担任と生指が直接連携する。）
- ・緊急性のある問題以外は授業が終わってから話し込む。

2) 個々の問題行動についての対応

暴力行為

- ・けんか、一方的ないじめなどいろいろな場合があるが、原因がどこにあるかをよく聞き、事象を正確につかんでから指導に当たる。けがをしている場合は即刻医師の診断を受ける。
- ・謝罪、診察費用の支払い等については、学校から強制せず、教育上の見地から保護者に勧める。被害者宅には原則として本人、保護者で訪問するように連絡する。
- ・対教師暴力については、毅然とした態度で挑み、その場で指導が入らない時は、必ず他の教師に時間をおかず連絡をとり学校全体で対処する。
また、暴力行為に関しては関係諸機関と連携して、問題解決に取り組むことを基本とする。

喫煙

- ・個別に指導した後、保護者に来校してもらおう。（指導をしても繰り返し喫煙を行う生徒については、喫煙を発見した段階で保護者に来校してもらい、その日はそのまま下校し、反省を促すように要請する。）

万引き、窃盗

- ・多くの場合は、店舗から学校に連絡が入るので、原則として保護者に引き取らせ、保護者同伴で来校してもらい指導に当たる。

家出

- ・家出が知らされた場合は保護者と連絡をとり、友人関係からの情報も手がかりに探し出す事が先決である。教師集団もできる範囲で保護者と一緒に探す事が望ましい。発見してからの指導は、保護者と共にそれまでの生活を振り返り、継続的に指導していかなければならない。

染髪、化粧、マニキュア類等

- ・保護者に了解をもらい直させてから登校する。
- ・保護者に了解をもらえない場合は生徒、保護者双方に説得を続ける。（どのレベルで指導を行うかは、基本的に生指と学年生指の判断とするが、学年間の足並みをそろえなければならないため、生指委員会での情報交流を綿密にする。）

携帯電話、ゲーム類、マンガ、等不必要なものを持ってきた場合

- ・注意した上でその場で預かり、担任を通じて保護者に返却する。（登校、下校時も含む）

器物破損

- ・公共物については、原状復帰を原則とする。

3) 服装等について

- ・4月1日～4月30日、11月1日～3月31日の期間は授業中制服を着用すること。
- ・制服については学校指定の標準服を着用すること
- ・5月1日～10月31日の期間については調整期間として、学校指定のジャージ、体操服の着用も可とする。
- ・登下校時については部活動の関係において学校指定のジャージ、体操服の着用を可とする。
- ・登下校も含めて学校の制服もしくはジャージ（夏の体操服を含む）を着用すること。（ただし学校が指定した日は制服を着用しなければならない）
- ・防寒着については下の通りとする。
- ・ブレザーもしくはジャージの下に着る防寒着については、セーター、トレーナー、カーディガンを許可する。（上にブレザーもしくはジャージを必ず着用すること。ただし6月1日～10月15日の期間は使用できない。）これらの模様は特に指定しない。パーカーは禁止する。その際、防寒着の中にポロシャツを着ていることが分かるよう、ポロシャツの襟を出すこと。
- ・制服やジャージの上に着用する防寒着については、登下校時、学校指定のウインドブレーカーのみ許可する。（朝登校し、教室に入ったら脱ぐ。）

4) 自転車登校について

- ・毎年4月に自転車登校許可申請書を提出させ、自転車点検を行い、ステッカーを配布（確認）する。
- ・ルール違反（二人乗り・傘差し等）の場合は一週間の自転車登校停止とする。
- ・学校敷地内では自転車に乗らず、押すこと。
- ・必要に応じて、登下校指導を行う。

5) 生徒の欠席確認

- ・朝のHRの欠席確認で、連絡の入っていない生徒に対しては、担任が1時間目終了後の休憩時間に保護者に連絡をとる。
- ・授業のはじめに欠席確認を行い、いない生徒がいたら必ず職員室に連絡し、空いている教師が探す。

6) 卒業生の来校について

- ・来校理由がはっきりしている場合は、その旨を担当の教師に連絡させ、用事が終わったら連絡をした上で帰るように指導する。来校理由がはっきりしていない者については、全教職員が協力して校内に入れないようにする。状況によっては管理職が110番する。
- ・16時までは本校に来てはいけない。また、来る場合は事前にアポイントをとること。

7) 施設との対応について

- ・生徒指導委員会と施設指導員と定期的な会議を持ち学園生の情報交流及び指導方針の検討を行う。
- ・問題行動を多発する施設生で、学年・生指委員会及び校長が学校側の指導がもう限界を超えたと判断した者については、職員会議を通して校長から施設長に措置について申し出る。（一般生徒も含めた出席停止についても同様とする。）
- ・出欠連絡は各指導員・保育士と担任が綿密に連絡を取り合う。また、1日の出欠の集約は施設担当者が行う。

8) 保健室の利用について

- ・保健室を利用できる時間は1時間とし、それ以上教室に戻れない体調の場合は保護者に連絡をして早退させる。
- ・養護教諭不在時は保健室を閉める。体調等の理由でどうしても保健室を利用しなければならない生徒がいた場合は、担任もしくは学年の教職員が必ず付き添うこととする。

9) 生徒会との連携

- ・問題事象の対応に追われるだけでなく、生徒自らの自浄作用を期待して生徒会の取り組みを全面的にバックアップする。具体的には、防寒着やトイレ等のルールを守る運動、授業を大事にする運動、学校行事のさらなる充実、美化運動…

10) その他

- ・交通安全指導を1年生対象で行う。
- ・犯罪防止教室を2年生対象で行う。
- ・携帯マナー教室を2年生対象で行う。
- ・非常階段の使用は集会時に限る。

追記

○式での防寒着について

原則、防寒着（ひざかけ）については認めない。防寒着が必要な場合は、事前に生徒指導委員会か職員朝礼で確認をした場合のみ可とする。学年だけの判断は認めない。

○いじめ事象

→実態把握 ※紙にかかせる

→いじめていた生徒への話しこみ（なぜそのようなことをしてしまったのか？背景をつかむ）

- ・いじめられた子のケア（場合によっては別室登校）

→学級委員などリーダー層へ実態について考えさせ、未然防止の立場で何ができるか考えさせる。

同時進行で家庭訪問や電話連絡をして保護者と連携を取り合う。

○自転車違反（2人乗り、校内での乗り回し、許可していない生徒へ貸した場合など）

→罰則あり。（別紙参照）

その他、ハンドル改造、ステッカー不着用（番号が色あせて見えなくなる）など学年で点検をしっかり行う。

○制服忘れ

式やテストなどで制服を忘れた場合、まず、持ってきてもらえるかどうか確認する。連絡方法は公衆電話。持ってきてもらえない場合は、注意をしてから貸し出し参加させる。保護者にも連絡する。

○事実情報を正確に聞き取り、大事なことを話すために、必ず部屋を用意し、生徒が話しやすい状況にすること。他の生徒がいるところでは話ができない生徒もいる。

不審者情報

生徒が訴えてきたら生徒指導が話を聞く。日時、場所、不審者の特徴を聞く。

→管理職へ報告。管理職から町教委へ連絡。警察への連絡も必要。町の「安まちメール」にも流すので、それをしていいか保護者へ確認する必要がある。

Ⅱ 問題行動への対応について

1 問題行動に対する日常の取組

生徒の問題行動への対応は、起こった問題の処理だけに努めればよいものばかりではありません。日常の生徒指導のあり方や学校の指導体制を絶えず見直し、きめ細やかな生徒指導が行なえる組織作りを進めることが大切です。

(1) 問題行動の未然防止に向けた取組

- ・ 日頃から生徒との関係作りに努める。
- ・ あいさつ運動、遅刻防止運動等の基本的な生活習慣を身につける取組を推進する。
- ・ 安全教室や防犯教室を積極的に開催する。

(2) 情報を早く入手する取組

- ・ 生徒が相談しやすい窓口作りや雰囲気作りに努める。
- ・ 欠席、遅刻や早退時の家庭連絡を確実に行う。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を密にとる。
- ・ 日頃から関係機関を訪問し、関係作りに努める。
- ・ 学校公開期間を設けるなどし、地域との関係作りを進める。

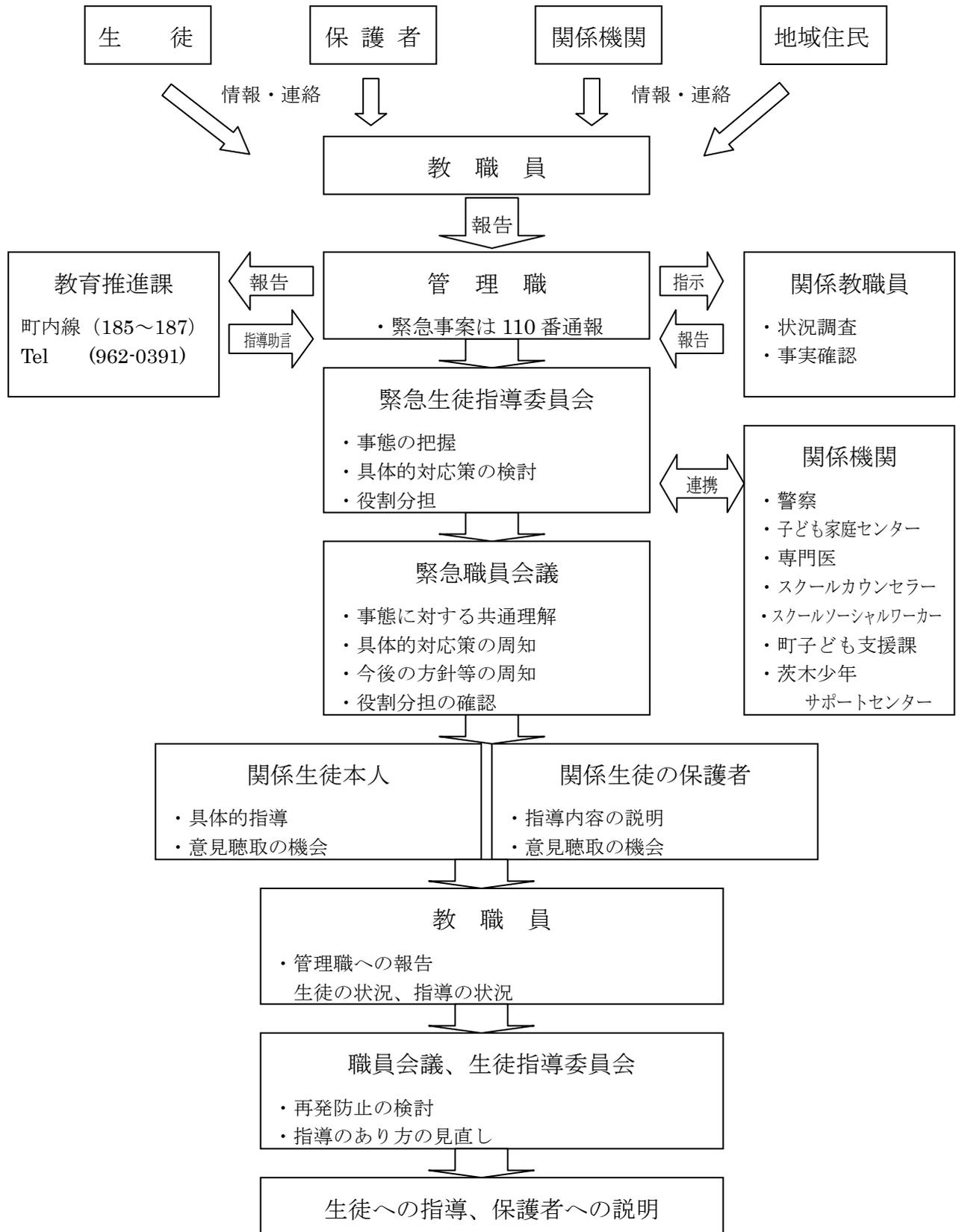
(3) 問題行動が発生した場合の対応

- ・ 管理職の指示のもと、全職員で対応に当たる。
- ・ 正確な情報の把握 5W1H(Whyについてはカウンセリングマインドを持って行う)
- ・ 個人で判断して解決を図らず、管理職への報告(結果の報告も含めて)・連絡・相談を確実にし、組織として対応する。
- ・ 初期対応を素早く行う。
- ・ 学校だけでは解決が難しい問題行動には、積極的に関係機関と連携し、解決を図る。
- ・ 必要に応じて、PTA 役員会や保護者会等を実施する。
- ・ 必要な場合は、教育委員会と連携し、懲戒(学校教育法施行規則 13 条)や出席停止(学校教育法 26 条)を行う。

(4) 再発防止に向けた取組

- ・ 問題行動への対応を評価する。
- ・ 対応の不十分だった点について改善する。
- ・ 再発防止に向けた具体的方策を立てる。

2 対応の流れ（例）



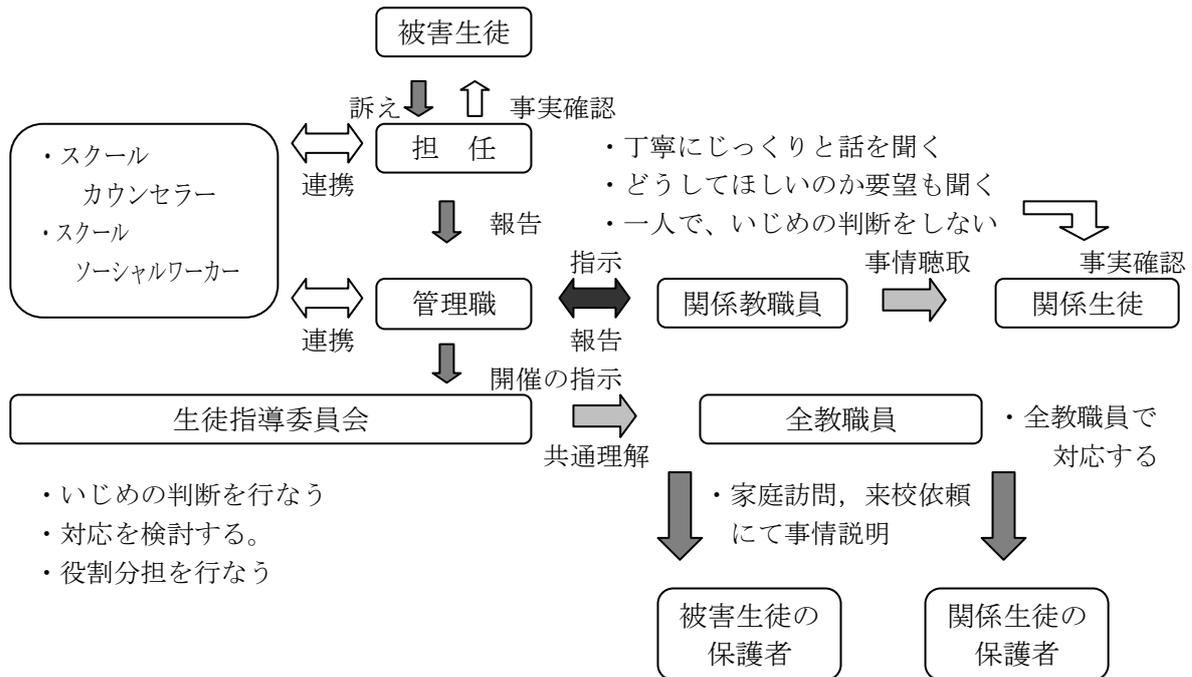
Ⅲ 具体的事例に基づく初期対応

1. いじめ

〈具体的事例〉

担任をしている1年生生徒が、同じクラスの4人の児童に無視され、悪口を言われていると訴えてきた。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応プログラム I」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた生徒への対応

- ・ どのような状況であるのかを、時間をかけて、丁寧に聞く。
- ・ 結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待つ。
- ・ 本人の要望（どうしたいのか、どうして欲しいのか）を十分に聞く。
- ・ 担任一人で、いじめかどうかの判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係生徒への対応

- ・ いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・ 事実を正確に把握する。
- ・ それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら、全体像をつかむ。

○生徒指導委員会

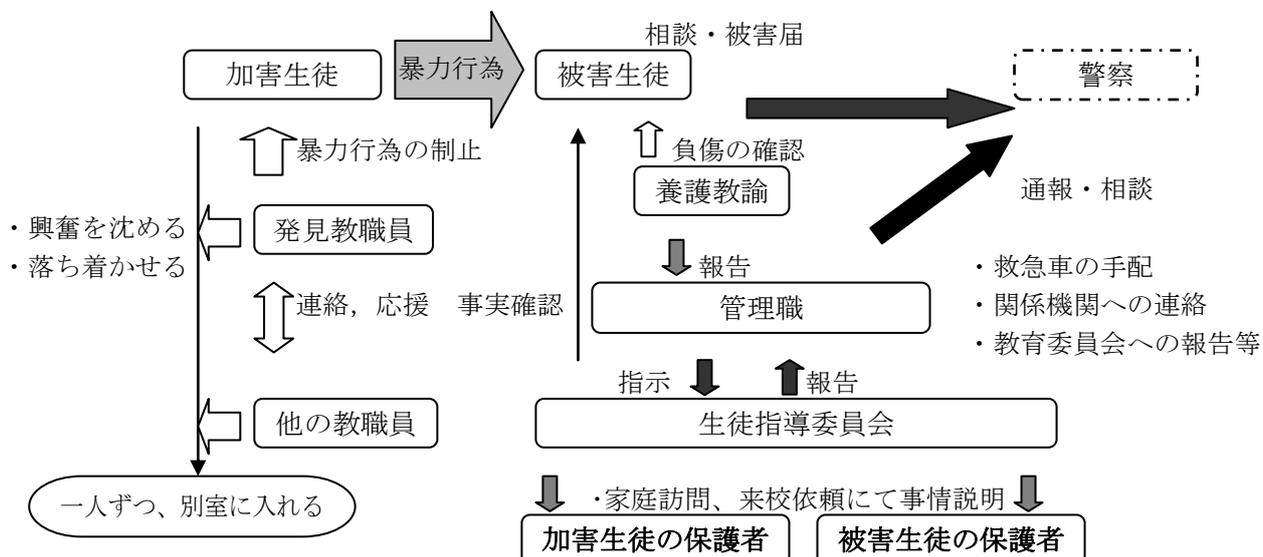
- ・ 事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・ いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
- ・ できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・ 保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)

2. 生徒間暴力

〈具体的事例〉

2年生の生徒2名が、休み時間に、同級生のAと廊下ですれ違いざまに、日頃の態度が気に入らないと因縁をつけ、一方的に暴行を加えた。巡回中の教師が現場を発見し、止めに入った。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応プログラム I」(平成19年6月参照)

○被害生徒への対応

- ・ 被害生徒の安全確保を優先する。
- ・ スクールカウンセラーや専門医等による心のケアを図る手段を講じる。
- ・ 負傷の状況や精神状態等を考慮し、負担がかからない配慮のもとで、本人から事情を聞く。

○加害生徒への対応

- ・ 落ち着いた状態で、複数の教員により話を十分に聞き、事実確認を行う。
- ・ 暴力行為は絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 事実行為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。

○被害生徒の保護者への対応

- ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情を説明する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・ 事実のみを明確に伝え、保護者からの要望や意見を聞く。(謝罪や被害届等)

○加害生徒の保護者への対応

- ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情を説明する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
- ・ 被害者への謝罪を働きかける。

○その他

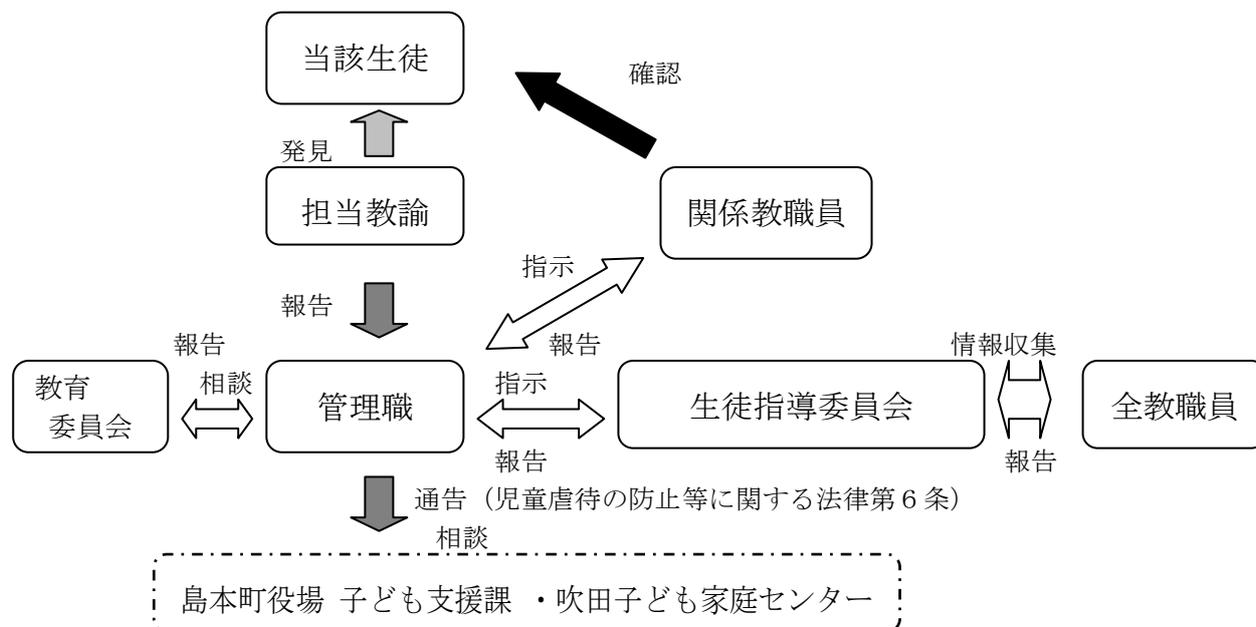
- ・ 事故発見の際には、関係のない生徒を、事故現場から遠ざける。
- ・ 暴力行為を見ていた生徒からも、必要に応じて事情を聞く。

4. 児童虐待

〈具体的事例〉

養護教諭が、体調不良を訴えてきた生徒の体に、いくつも殴られたりつねられたりしたようなあざがあるのを発見した。児童にどうしたのか聞いたが、答えなかった。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】 *大阪府教育委員会「輝く未来のために」(平成23年3月改定)

*島本町虐待防止マニュアル

○学校としての対応

- ・ 複数の教員で、生徒のあざを確認する。
- ・ 生徒から理由を聞く。
- ・ いじめによる暴力行為の可能性はないか、家庭の状況はどうか等の情報収集に努める。
- ・ 疑わしい場合は通告する方向で、学校の方針を決める。
- ・ 関係機関に通告する。(児童虐待の防止等に関する法律第6条)
- ・ 関係機関との連携を密にする。
- ・ 時系列で、詳細な記録を残す。

○当該生徒へ接する際の留意事項

- ・ 様子を注意深く見守る。
- ・ 帰宅を拒否したりする場合は、安全な場所(関係機関)があることを教え、安心させる。
- ・ 傷やあざの程度によっては、医療機関で受診させたり、本人の了解を得て写真を撮影する。
- ・ 兄弟姉妹が在籍する場合は、その状況も確認する。
- ・ 学校は相談にのってくれる安心できる存在であることを丁寧に説明する。

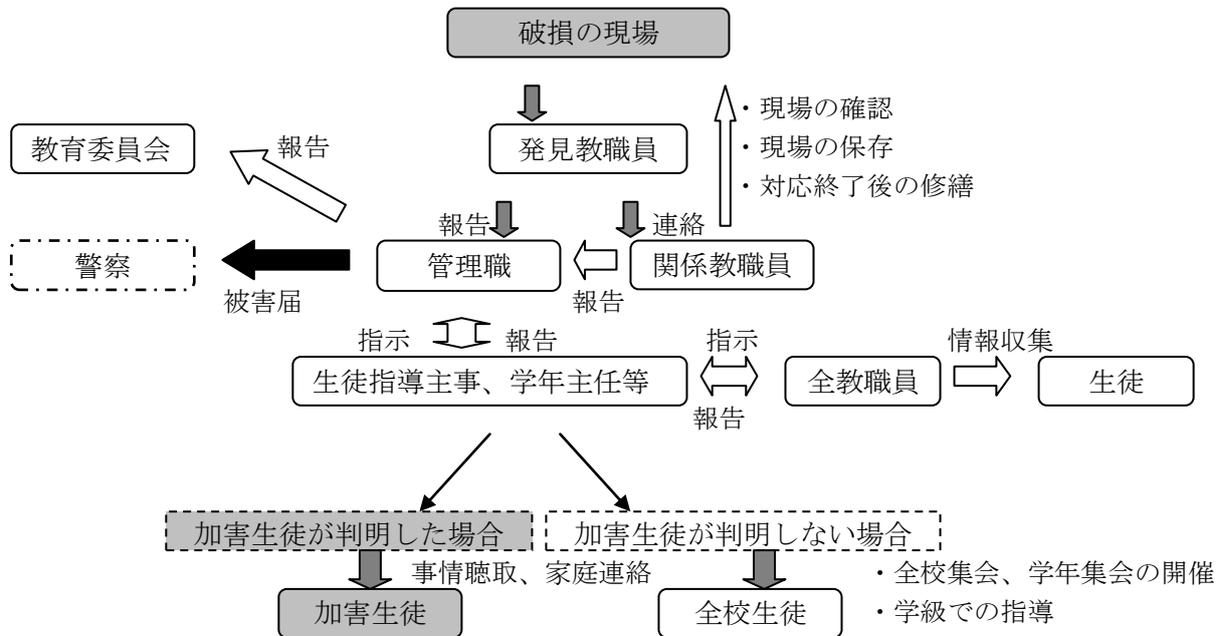
※ 具体的事例は身体的虐待の場合を記載しているが、児童虐待は他に、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)、心理的虐待、経済的虐待に分類される。

5. 器物破損

〈具体的事例〉

昼休みに校内を巡回中の教員が、生徒玄関の扉が壊され、扉ガラスが割られているのを発見した。付近にいた生徒に確認したが、誰が壊したのかわからなかった。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】

○器物破損の現場での対応

- ・ ケガをしている生徒がいないか確認する。
- ・ 警察へ被害届を出す場合を考慮し、生徒の立ち入りを禁止する。
- ・ 写真により記録する。
- ・ 現場対応が終了した段階で、至急修繕する。
- ・ 他に破損箇所がないか、学校の点検を行なう。

○（加害生徒が判明しない場合の）全校生徒への指導

- ・ 早い段階で、全校集会や学年集会を開催し、全体指導を行なう。
- ・ 集会の開催が難しい場合は、朝の会（SHR）や学級（ホームルーム）活動を利用して指導する。

○（加害生徒が判明した場合の）加害生徒への対応

- ・ 落ち着いた状態で、複数の教員により十分に話を聞き、事実確認を行う。
- ・ 器物破損の行為は絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 事实现為を、記録用紙に書かせ、自己反省させる。

○加害生徒の保護者への対応

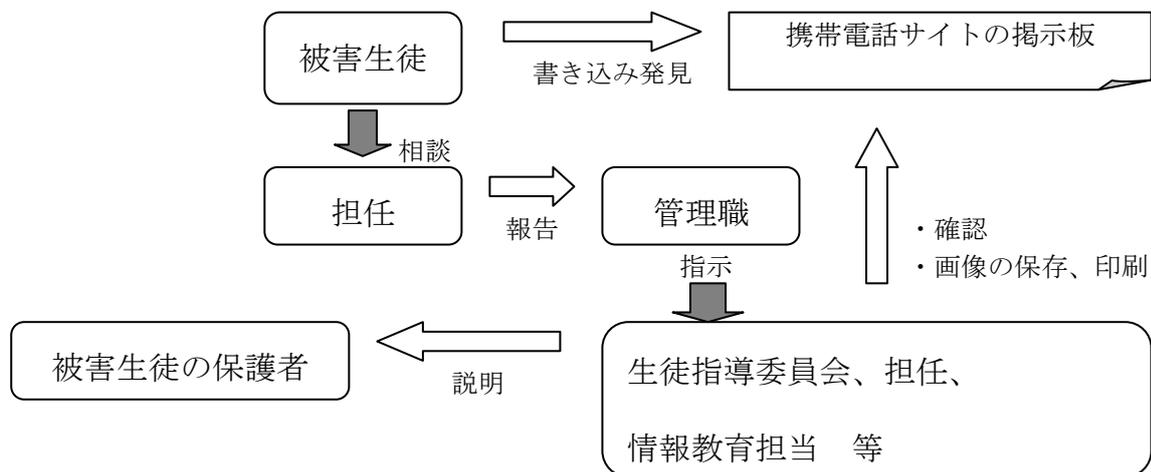
- ・ 来校を依頼するか家庭訪問をし、顔を合わせて事情を説明する。
（複数対応、電話では済ませない。）
- ・ 事実のみを明確に伝え、学校の方針を説明し、協力依頼を行う。
- ・ 修繕費についての説明を行い、同意を得る。

6. インターネットによる掲示板への書き込み

〈具体的事例〉

女子生徒から担任に、「携帯電話のサイトの掲示板に、自分の悪口を書かれている」との相談があった。

【初期の対応】



事後策①	事後策②	事後策③
反論などの反応をせず、様子を見る。	「書き込み」や「スレッド」の削除をサイトの管理人やプロバイダーに依頼する。	関係機関※に相談する。

※大阪府警察本部 06-6943-1234 (少年課：内線 30781、生活安全総務課：内線 34931)
大阪府消費生活センター 06 - 6945 - 0711

【初期対応の留意事項】

○学校としての対応

- ・ サイトの掲示板を確認し、画面を保存し印刷する。
- ・ 判断に迷う場合は、関係機関に連絡する。
(大阪の子どもを守るサイバーネットワーク専用相談関係機関、警察、消費者センター ほか)
- ・ 家庭訪問し、被害生徒の保護者と話し合う。(複数対応、電話では済ませない。)

○被害生徒への対応

- ・ 心当たりや生徒の要望を、時間をかけて聞く。

○事後策①

- ・ 過敏に反応することにより、書き込みがエスカレートすること(「祭り」「炎上」の状態)があるので、無視し様子を見ることも1つの方法である。

事後策②

- ・ 住所、電話番号やメールアドレスなどの個人情報が書き込みされた場合は、サイトの管理者やプロバイダーに、削除依頼を行う。

○日常的取組

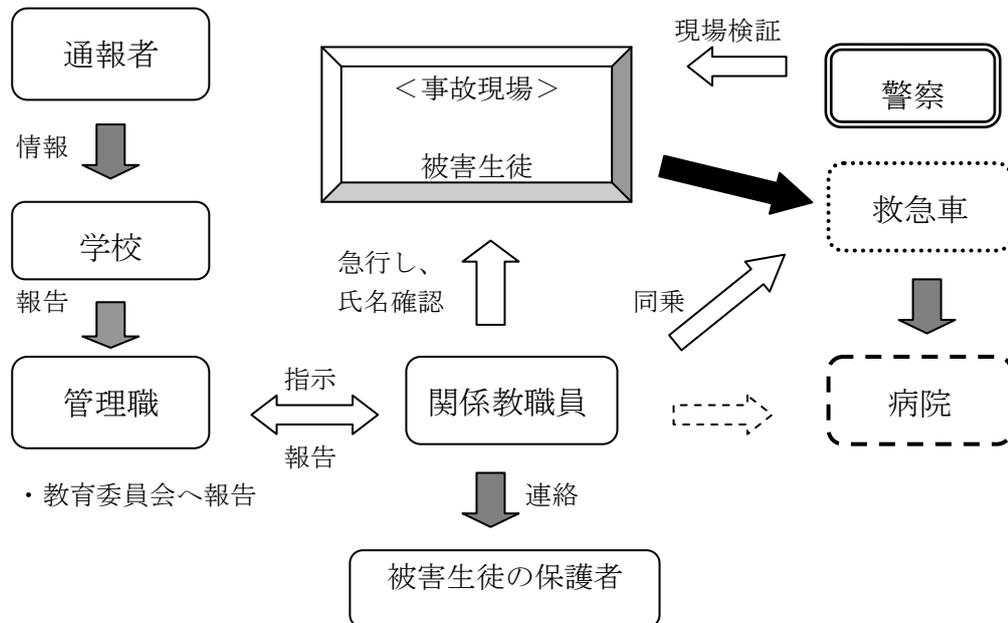
- ・ 情報モラル教育を進める。

7. 交通事故

〈具体的事例〉

外部の方から、「そちらの学校の生徒と思われる下校途中の子どもが自転車に接触し、救急車を呼んだところである。」との電話が入った。事故の場所を聞くことはできた。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】

○学校としての対応

- ・ 複数の教員で、事故現場に行く（病院に搬送されている場合は、病院へ）
- ・ 被害生徒の確認を行う。
- ・ 警察に通報できていない場合は、警察へ交通事故を連絡する。
- ・ 保護者へ連絡を取る。
- ・ 保護者が間に合わない場合は、教員の一人は救急車に同乗し、病院まで付き添う。
- ・ 治療が終わるまで待機し、定期的に学校に連絡する。

○被害生徒への対応

- ・ 治療を優先し、むやみに話しかけたりしない。

○被害生徒の保護者への対応

- ・ 事故があったことを知らせる。
- ・ 搬送先の病院を知らせる。

○その他

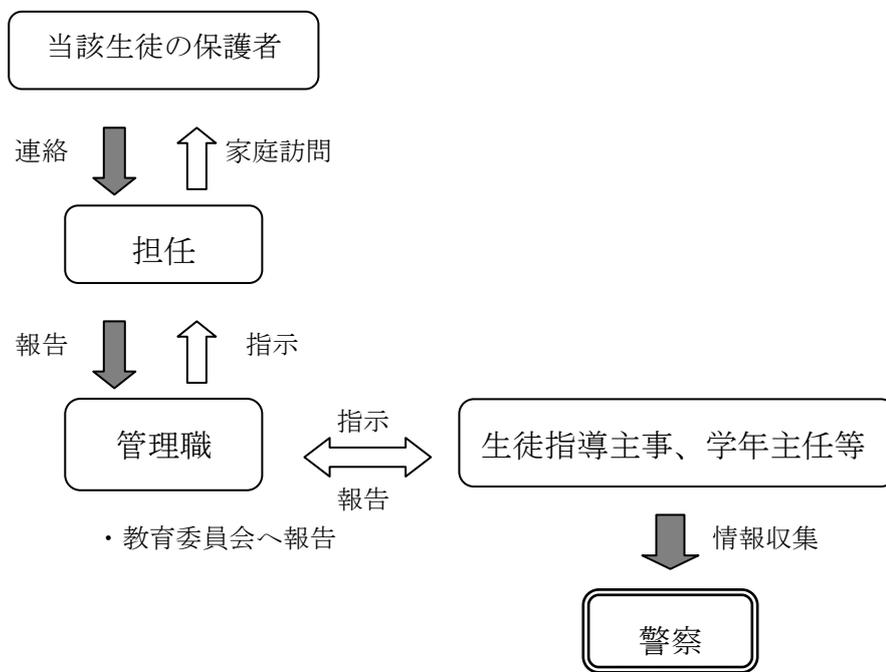
- ・ 全校生徒へ交通安全指導を徹底する。

8. 逮捕事案

〈具体的事例〉

保護者から、傷害と恐喝で子どもが警察に逮捕されたとの連絡が、担任にあった。

【初期の対応】



【初期対応の留意事項】

○学校としての対応

- ・ 複数の教員で、ただちに警察署に行く。
- ・ 可能な範囲で、情報を収集する。
(捜査中の場合は、情報が入手できないこともある。)
- ・ 生徒の身柄拘留機関や、その後の処置などを聞く。
- ・ 生徒への指導に関して、結論を急がず、状況を見守る。

○当該生徒の保護者への対応

- ・ 家庭訪問を行い、連携を密にするように依頼する。
(複数対応、電話では、済ませない。)

○その他

- ・ 職員会議で、職員の共通理解を図り、危機管理の対応を確認する。
- ・ 報道機関への対応窓口の一本化を図る。
- ・ 教育委員会との連携を図る。
- ・ 今後の生徒への指導方法や指導内容について、十分に時間のかけ検討する。

IV マスコミ対応の基本

学校に対する評価について、マスコミの影響力は強いものがあります。マスコミ対応は、重要な危機管理の一つであり、学校はただ感情的に反発したり、取材を拒否したりすることなく、学校（校長）が主体を持って対応すべきです。

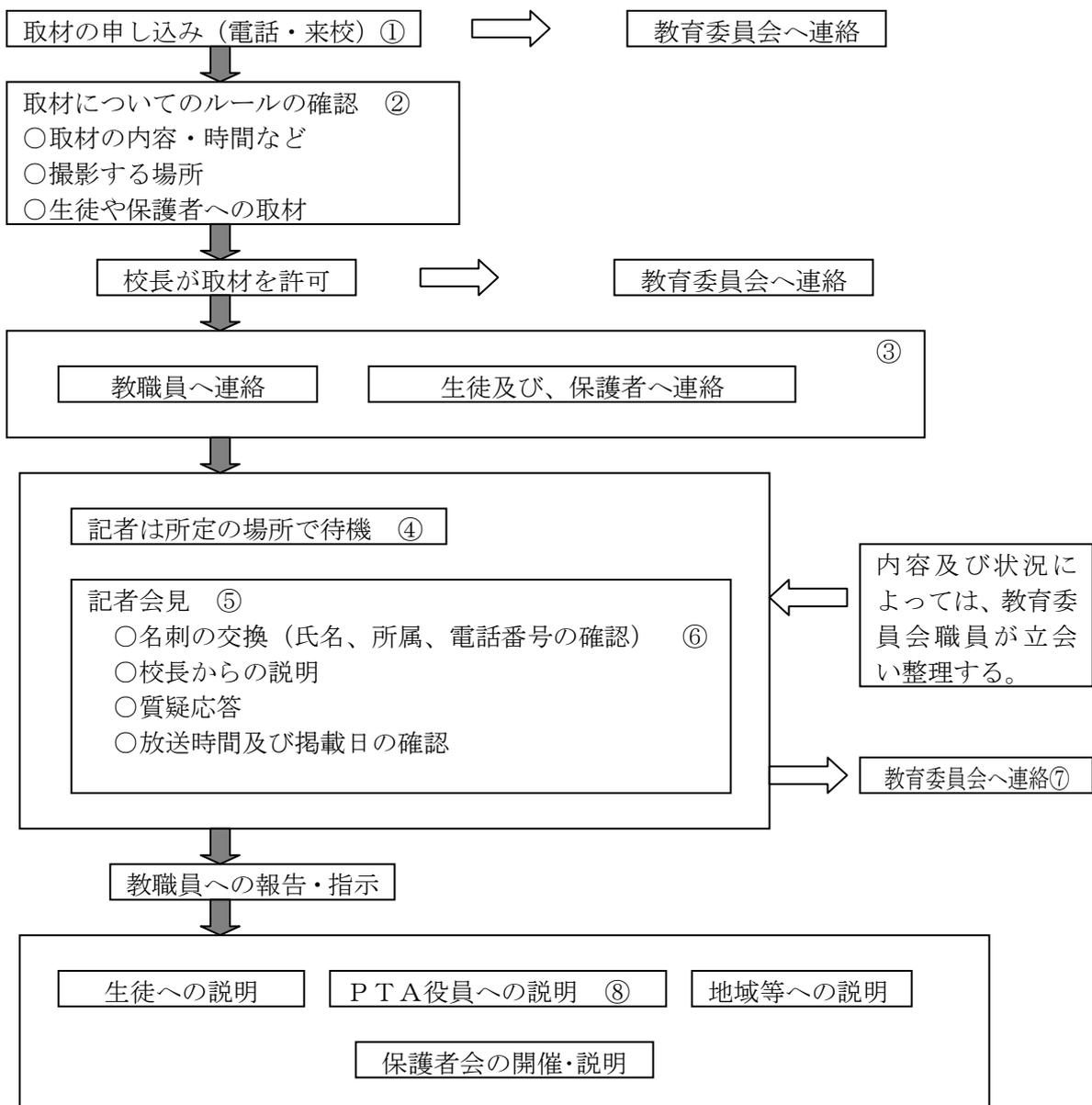
マスコミ対応となると、学校は一般に守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つ場合があります。このことがかえって、マスコミ関係者に不信感を与えたり、マスコミを通して情報を得る地域住民の反発をまねいたりすることが多いです。

基本的には次のことが重要です。

1. 学校が主体を持って説明すること。（アカウンタビリティ）
2. 確実な事実のみを話すこと。（疑問や不明な事柄について、軽率に話さない）
3. 人権及び個人のプライバシーを守ること。

【マスコミ対応（例）】

①～⑧については、別途参照



※【マスコミ対応（例）】①～⑧についての説明

- ① 取材の申し込みに対して、現時点で判明している事実をもとに、何がわかっていることで、何が不明なことであるのか、学校としてどうしようとしているのか、などの点について整理して説明することが必要です。情報不足が不信感や憶測を呼ぶこととなりやすいことから、基本的には十分な説明をすることが重要です。（アカウンタビリティ）
取材に答える場合には、次の点に留意することが大切です。
 - ア 生徒が混乱を起こさないこと
 - イ 学校の秩序を守ること
 - ウ 個人のプライバシーを守ること
 - エ 保護者に学校不信を抱かせないこと
 - オ 地域に信頼される学校づくりを進めることまた、教育活動や事後対応に支障をきたさないようにするため、時間や場所を制限せざるを得ない場合には丁寧に説明して、可能な時間や場所を設定します。
- ② 取材内容の記録係を決め、取材目的、内容を再度確認の上、取材の方法、時刻及び取材時間を設定します。（ただし、原稿の締め切り時間への配慮をすること。）取材が複数社の場合は代表者を決めてもらいます。テレビ取材については、何を撮影するのかあらかじめ確認し、トラブルの未然防止に努める必要があります。
- ③ 教職員に取材があることを伝え、必要があれば生徒及び保護者への説明をしておきます。
- ④ 待機場所には、張り紙をし、学校の担当者（複数）を配置します。（複数社での取材の場合は特に必要です。）
- ⑤ 誠意を持って事実のみを述べます。
 - ア 「言えないことは言えない。」とはっきり理由をつけて説明する。
 - イ 聞かれたことのみを的確に答える。
 - ウ ミスリード的な相槌はうたない。（同意されたものとして捉えられる心配がある。）
 - エ 意見、感想を求められたときは、特に慎重に対応する。（その言葉が記事になることを踏まえる。）
 - オ 公開してもよい資料は、先手で配布する。（事前に教育委員会に連絡し相談する。）
 - カ 失言、事実と異なる話は、その場で素直に陳謝、訂正する。
 - キ 記事にしてもらっては困るが、話を進めるために必要と思われる内容については、オフレコの活用も考慮する。（複数社と同時に対応する場合には、オフレコは通用しにくいことに注意する。）
- ⑥ 報道時間の確認をしたり、誤解されやすい内容や誤った内容を話した場合などに、連絡訂正を行ったりするためにも、名刺交換をしておきます。
- ⑦ 取材時間、取材概要を教育委員会へ報告します。また、新聞記事等も保存します。
- ⑧ 基本的に保護者には知らせます。プライバシーに十分配慮し、学校の方針について理解と協力を求めます。